

建設部

議案第123号 民事調停について

○議案第123号、民事調停について説明いたします。

○まず、説明資料の2ページ、趣旨でございます。申立人は株式会社長谷工コーポレーションです。西武百貨店跡地において、マンション建設に伴う既存建物解体工事を施工していた申立人が、当該建築敷地内に埋設されていた本市所有の排水管を独断で撤去したことに関し、かねてより本市から申立人に損害賠償を求めておりましたが、申立人は、本市に対する損害賠償支払義務は存在しないことの確認を求め、令和5年6月27日付けで調停を申し立てました。

これに対し、令和5年8月8日付けで、大阪簡易裁判所から、申立人及び本市双方に調停条項案(和解案)が提出されたことを受け、調停を成立させるため、令和5年8月通常会議に議案を提出するものであります。

○次に現場状況を説明させていただきます。3ページをご覧ください。当案件については、昨年度の8月補正予算に係る重要案件として、一

度状況は説明しておりますので、今回は簡単に説明させていただきます。

図中赤点線矢印で表示しております①が今回問題となっている撤去された排水管です。南の馬場児童公園側から青矢印で表示しております排水管の流末となっており、最終的に堂の川へつながっていました。これを申立人が独断で撤去したことにより、排水機能が損なわれ、令和4年4月から8月にかけての大雨の際、排水管の上流部にあたる、市道中4201号線並びに馬場児童公園周辺が冠水する事象が発生したというものでございます。

○続きまして経過を説明させていただきます。4ページをご覧ください。

令和3年9月より市と申立人との間でマンション建設に伴う中高層建築物事前協議が開始されました。同年12月に、申立人から市に対し、敷地内に不明管が発見されたため、どうすればよいかと相談があったことから、市は申立人に対し、不明管への流入及び流出がないか調査するとともに、結果を報告するよう指導を行いました。実は10月には既に撤去されていたことが判明いたしました。

○続いて5ページをご覧ください。

そして、先程申しましたように、令和4年4月から8月にかけて、大雨の際に市道中4201号線並びに馬場児童公園周辺が冠水する事象が発生、応急対応として市が建築敷地内に仮設配管を敷設しております。

○続きまして6ページをご覧ください。

申立人との協議の経過につきましては、令和4年11月24日に本市から申立人に対して、撤去された排水管の現状復旧又は相応の代替案を求める文書を発出したところ、令和4年12月26日にそれには応じない旨の回答がありました。このことを受け、関連費用を算出し、令和5年3月14日に本市から申立人に対し、総額105,238千円に係る請求書を発出したところ、令和5年3月31日に支払いを拒否する回答がなされました。

○続きまして、7ページをご覧ください。

令和5年4月25日に共同事業主代表である関電不動産開発株式会社より、仮設配管について、建築工事の支障となるとの理由から、令和5年10月31日までに撤去する取り決めを書面で交わしたい旨の申入書が提出され、令和5年5月15日に、機能復旧工事に関する費用の問題

が第三者機関(調停等)によって解決の見込みがあると認識するに至った場合は、令和5年10月31日に撤去することは可能と考えている旨を回答しました。

そして、令和5年6月27日に申立人より調停申立があり、2回の調停を経て大阪簡易裁判所から調停条項案(和解案)が提出されるに至ったものです。

○続きまして、8ページをご覧ください。

調停申立の概要については、先程も説明させていただいた通り、本市所有の排水管を撤去したことにに関して、申立人の損害賠償義務が存在しないことを確認するもので、

- ・当該排水管が、機能しているとは到底思えない不明管であった。
- ・私有地に存在し、排水機能も有しない管であり、撤去したことに過失はない。

などの主張がなされていました。

○続きまして、9ページをご覧ください。

大阪簡易裁判所からの調停条項案(和解案)の概要についてでございます。

- ・申立人は本市に対し、本市所有の本件排水管について、通水の有無の調査確認義務等を怠って撤去したことを認め、真摯に謝罪する。
- ・申立人は本市に対し、本件撤去について、58,000,000円の損害賠償支払義務があることを認める。
- ・申立人と本市は、本件土地に設置されている仮設配管の設置期間が令和5年10月31日で終了することを相互に確認し、本市においてこれを撤去するものとし、申立人は全面的に協力する。ただし、台風到来など、冠水被害が発生するおそれが合理的に予測される場合は、当該設置期間について再調整を行う。

というのが主な内容でございます。

この調停和解案につきましては、本市の主張がすべて受入れられた内容となっております。

○続きまして、10ページをご覧ください。

大阪簡易裁判所の調停委員の見解としましては、

・今回の紛争に、マンションの購入者などの全く関係のない第三者が巻き込まれることが懸念されるので、両者で解決に向けて前向きに協議し、早期に和解されたい

というもので、これを受けて、本市としても、今回の和解案を受け入れ

たいと考えています。

○続きまして、11ページをご覧ください。

損害賠償額につきまして説明いたします。今回の対応に関わる工事費等の総合計は、111,799,100円となります。ここから、本来市が行うべき排水管管理にかかる費用を除き、また、撤去された排水管の機能回復のための本設工事費につきましては、撤去された排水管の残存価値をもって損害賠償額を算定しております。

これに、15%の過失相殺^{そうさい}を考慮し、最終的に58,000,000円となっております。

○続きまして、12ページをご覧ください。

このページは、堂の川支流の機能回復に係る事業費の説明となりますが、先日の予算決算常任委員会施設分科会でご審査いただいた内容となりますので説明は省略いたします。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。